

昭和三十三年法律第百九十三号

国民健康保険法施行法 抄

目次

第二章 市町村に関する経過措置（第三条—第七条）	新法の總則に関する経過措置（第一
第三章 国民健康保険組合に関する経過措置（第八条—第十三条）	（第八条—第十三条）
第四章 費用に関する経過措置（第二十八条—第五章 第二十九条）	保険給付に関する経過措置（第十四条—第十九条）
第五章 審査に関する経過措置（第三十三条—第七章 第三十四条）	（第二十九条）
第六章 普通国民健康保険組合に関する経過措置（第三十五条—第四十二条）	国民健康保険団体連合会に関する経過措置（第三十条—第三十二条）
第七章 留島その他国民健康保険を行う市町村に関する経過措置（第三十三条—第三十四条）	（第二十九条）
第八章 普通国民健康保険組合に関する経過措置（第三十五条—第四十七条）	（第二十九条）
第九章 国民健康保険を行なう社団法人に関する経過措置（第四十三条—第四十七条）	（第二十九条）
第十章 他の法律の一部改正（第四十八条—第六十六条）	（第二十九条）
第十一章 雜則（第六十七条—第七十一条）	（第二十九条）
附則 第一章 新法の總則に関する経過措置（勧告及び助言）	（第二十九条）

2	特別の理由により厚生大臣が指定するものは、新法第五条の規定にかかるらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、条例の定めるところにより、その一部の区域内に住所を有する者のみを被保険者とすることができます。
2	市町村は、新法第五条の規定にかかるらず、当分の間、都道府県知事の承認を受け、条例の定めるところにより、その区域のうち医療機関のない離島その他国民健康保険を行うことが著しく困難である区域内に住所を有する者を被保険者としないことができる。
2	（読み替規定）
2	（被保険者の資格）
2	（資格の取得及び喪失の時期）
2	（資格の喪失の時期）
2	（現に存する特別国民健康保険組合）
2	（規約）

2	前項の例によることができないため、同条の規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。
2	（現に存する特別国民健康保険組合）
2	（規約）
2	（現に存する特別国民健康保険組合）
2	（規約）

2	（現に存する特別国民健康保険組合）
2	（規約）
2	（現に存する特別国民健康保険組合）
2	（規約）
2	（現に存する特別国民健康保険組合）
2	（規約）

国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

2 前項の場合においては、第五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(資格の取得及び喪失の時期)

第三十八条 第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつた日又は新法第六条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。

2 第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなつた日の翌日又は新法第六条各号(第七号を除く。)のいずれかに該当するに至つた日より翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなり日に他の普通国民健康保険組合又は市町村若しくは国民健康保険を行う社団法人の被保険者となつときは、その日から、その資格を喪失する。

3 第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者は、新法第六条第七号に該当するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。(準用規定)

第三十九条 新法第九条の規定は、第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者に関する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、新法第九条中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と「市町村」とあるのは「普通国民健康保険組合」と読み替えるものとする。(新法及びこの法律の規定の適用)

第四十条 第三十五条の普通国民健康保険組合に関するは、当該組合を新法による国民健康保険組合又は旧法による特別国民健康保険組合とみなして、新法第十五条及び第十六条並びに第四章から第十二章まで(第七十三条を除く。)並びにこの法律の第四章及び第五章の規定を準用する。ただし、新法第十四条第三項、第五十三条ただし書及び第七十条から第七十二条まで並びにこの法律の第二十一条第三項及び第二十四条の規定の適用については、当該組合を市町村とみなす。(分割の認可及び解散)

第四十一条 第三十五条の普通国民健康保険組合の地区のうちその一部の区域につき市町村が国民健康保険を行うに至つたときは、当該組合は、当該組合(分割の認可及び解散)

については、当該一部の区域により分割することにつき同条の規定によりなおその効力を有する。

旧法第三十四条の規定による都道府県知事の認可があつたものとみなし、当該地区的全部につき市町村が国民健康保険を行うに至つたときは、当該組合は、解散するものとする。

(他の法律における「国民健康保険組合」)

第四十二条 他の法律(新法を除く。)において「国民健康保険組合」には、第三十五条の普通国民健康保険組合を含むものとする。

第九章 国民健康保険を行う社団法人に関する経過措置

(国民健康保険を行う社団法人に関する規定)

第四十三条 第二条の規定により新法の施行後も引き続き国民健康保険を行う社団法人については、旧法第五章(第三十七条ノ四を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

(被保険者の資格)

第四十四条 前条の社団法人の被保険者は、その

社員及び社員の世帯に属する者並びに当該社団法人の地区内の世帯主及びその世帯に属する者とする。ただし、新法第六条各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

2 前条の社団法人は、前項の規定にかかるわら

ず、被保険者の資格に関して、規程の定めるところにより、旧法第三十七条ノ四第一項(同項第四号の規定に基づく規程を含む。)の規定の例によることができる。ただし、同項第二号中「六月」とあるのは、「昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者健康保険法第八条の規定により交付された日雇労働者健康保険手帳に

関しては、「一年」とし、同項第三号中「特別

国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

3 前項の場合においては、第三十七条第二項の規定を準用する。

(準用規定)

第四十五条 第三十八条の規定は、第四十三条の

社団法人の被保険者の資格の取得及び喪失の時

期について準用する。この場合において、第三十八条第一項及び第二項中「組合員」とあるの

は、「社員若しくは当該社団法人の地区内の世

帯主」と読み替えるものとする。

2 新法第九条の規定は、第四十三条の社団法人の被保険者に関する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、新法第九条中

(新法及びこの法律の施行のため必要な行為)

第七十条 新法及びこの法律を施行するためによ

る要な条例又は規約の制定又は改正、新法第四十

「被保険者の属する世帯の世帯主」とあるのは、「社員又は被保険者の属する世帯の世帯主」と、「世帯主」とあるのは、「社員又は世帯主」と、「市町村」とあるのは、「国民健康保険を行う社団法人」と読み替えるものとする。

(新法及びこの法律の規定の適用)

第四十六条 第四十三条の社団法人に関する規定は、当該社団法人を新法による国民健康保険組合又は旧法による特別国民健康保険組合とみなして、新法第四章から第十二章まで(第七十三条、第七十九条、第八十条及び第八十二条を除く。)並びにこの法律の第四章及び第五章の規定を適用する。ただし、新法第四十三条第四項、第四十四条第三項、第五十三条ただし書及び第七十条から第七十二条まで並びにこの法律の第二十二条第三項及び第二十四条の規定の適用については、当該社団法人を市町村とみなす。

(政令への委任)

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年一月一日)から施行する。ただし、第七十条の規定は、公布の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則 (昭和三八年三月三一日法律第六二号) 抄

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年一月一日)から施行する。ただし、第七十条の規定は、公布の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則 (昭和三八年三月三一日法律第六二号) (施行期日)

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、昭和三十八年三月三一日法律第六二号)抄

(施行期日)

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年一月一日)から施行する。ただし、第七十条の規定は、公布の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則 (昭和三八年三月三一日法律第六二号) (施行期日)

この法律は、昭和三十八年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和三十八年三月三一日から施行する。

第二条 この法律は、昭和三八年三月三一日法律第六二号)抄

(施行期日)

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年一月一日)から施行する。ただし、第七十条の規定は、公布の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則 (昭和三八年三月三一日法律第六二号) (施行期日)

この法律は、昭和三十八年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和三八年三月三一日から施行する。

第二条 この法律は、昭和三八年三月三一日法律第六二号)抄

(施行期日)

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年一月一日)から施行する。ただし、第七十条の規定は、公布の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則 (昭和三八年三月三一日法律第六二号) (施行期日)

この法律は、昭和三十八年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和三八年三月三一日から施行する。

第二条 この法律は、昭和三八年三月三一日法律第六二号)抄

(施行期日)

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年一月一日)から施行する。ただし、第七十条の規定は、公布の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則 (昭和三八年三月三一日法律第六二号) (施行期日)

この法律は、昭和三十八年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和三八年三月三一日から施行する。

第二条 この法律は、昭和三八年三月三一日法律第六二号)抄

(施行期日)

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年一月一日)から施行する。ただし、第七十条の規定は、公布の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則 (昭和三八年三月三一日法律第六二号) (施行期日)

この法律は、昭和三十八年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和三八年三月三一日から施行する。

五条第三項の規定による別段の定の設定及びその認可、新法第八十八条の規定による国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の委嘱の手続その他の行為は、新法の施行前においても、行うことができる。